

山形県中小企業パワーアップ補助金（新事業転換促進支援事業）補助対象経費【早見表】

| 主な対象経費例【○】   | 主な対象外経費例【×】   |
|--|---|
| <p><b>○建物費（屋根・壁・柱から構成される工作物）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専ら補助事業のために使用され、事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費<br/>（例）事務所、店舗、生産・加工・販売・検査施設、共同作業場、工場倉庫、酒蔵 等</li> <li>補助事業のために必要となる建物の撤去に要する経費</li> <li>補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の現状回復に要する経費</li> <li>貸工場・貸店舗等の一時的に移転する際に要する経費（貸工場・貸店舗等の賃借料、貸工場・貸店舗等の移転費等）</li> </ul> <p>※本事業における建物とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「建物」の区分に該当するものが対象<br/>※事業再構築の取組みに必要な建物のみが対象（事業再構築の取組みに結びつかない建物は対象外）</p> <p><b>○機械装置・システム構築費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専ら補助事業のために使用される機械装置等の購入・製作・借用に要する経費</li> <li>専ら補助事業のために使用されるシステムやネットワークの構築に要する経費</li> <li>専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェアの購入に要する経費</li> <li>上記のための設置・設定に要する経費</li> <li>上記と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</li> </ul> <p>※設置・設定に要する経費には、設置場所の整備工事や基礎工事は含まない<br/>※事業再構築の取組みに必要なもののみが対象（事業再構築の取組みに結びつかないものは対象外）</p> <p><b>○クラウドサービス利用費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドサービスの利用料</li> <li>ECサイトの利用料</li> </ul> | <p><b>○本事業の目的と合致しないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的（事業再構築の取組み）との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費</li> <li>外注費のみの申請</li> </ul> <p>※生産性の向上や販路開拓のみを目的とした取組みは対象外</p> <p><b>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に所有・使用している機械・設備等の買い替えに係る費用</li> <li>既に所有・使用しているパソコンやソフトウェア等の更新料</li> <li>文房具など事務用品、紙皿等の消耗品</li> <li>パソコン、タブレット端末、スマートフォンの機器等購入費</li> <li>OAソフト、家庭用及び一般事務用ソフトウェア、市販されているパッケージソフト（ダウンロード版を含む）の購入費（会計ソフト、CADソフト等）</li> <li>プリンター、複合機、電話機、家具等</li> <li>自動車等車両（事業所内や作業所内のみ走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・車検費用</li> </ul> <p>※移動販売車両・宅配用車両、キッチンカー等への改修費は対象</p> <p><b>○その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の生産活動のための設備投資の費用</li> <li>単なる取替え更新で、事業再構築の取組みと関係のない機械装置等</li> <li>自社製品（親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む）</li> <li>販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費、販売する商品を生産するための原材料</li> <li>中古物品（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は中古設備も対象）</li> <li>山形県外にて使用するもの</li> <li>使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの</li> <li>現金で支払われたもの</li> <li>保険料、保守料</li> </ul> |

- ・コミュニケーションツールの利用料
- ・勤怠管理ツールの利用料
- ※クラウドサービス利用に付帯する経費（ルータ使用料、プロバイダ契約料、通信料等）も対象
- ※補助事業実施期間内に利用する分のみが対象
- ※事業再構築の取組みに必要なもののみが対象（事業再構築の取組みに結びつかないものは対象外）

### ○外注費

- ・自ら実行することが困難で、事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費
- ※事業再構築の取組みに必要な外注のみが対象（事業再構築の取組みに結びつかないものは対象外）

### ○広告宣伝・販売促進費

- ・本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載
- ・展示会の出展
- ・セミナーの開催
- ・市場調査
- ・マーケティングツールの活用
- ※展示会の出展、セミナーの開催、市場調査に係る交通費も対象
- ※補助事業実施期間内に使用・掲載する分のみが対象
- ※事業再構築の取組みに必要なもののみが対象（事業再構築の取組みに結びつかないものは対象外）

### ○研修費

- ・本事業に遂行のために必要な教育訓練や講座受講（交通費を含む）等に係る経費
- ※研修受講以外の経費（入学金、滞在費、**受験料**等）は対象外
- ※補助事業実施期間内に受講する分のみが対象
- ※事業再構築の取組みに必要な教育訓練や講座受講等のみが対象（事業再構築の取組みに結びつかない教育訓練や講座受講等は対象外）

- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費
- ・自己所有物の修繕
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・フランチャイズ加盟料
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く）
- ・商品券等の金券
- ・収入印紙
- ・振込手数料及び両替手数料
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為
- ・不動産の購入費
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不相当と認めるもの